

口座振替またはコンビニエンスストア払いをご利用のお客様へ

〒176-0012

練馬区豊玉北五丁目 29 番 8 号

練馬センタービル 8 階

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

自転車事業課自転車駐車場係

TEL：03-3993-8011（平日 8:30～17:15）

## 「2025年10月末期限の定期駐車用ステッカー」貼り替えのお願い

日頃より練馬区立等自転車駐車場をご利用いただきありがとうございます。

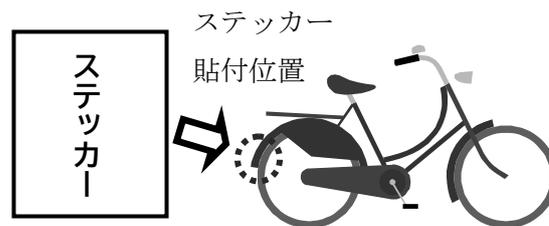
定期利用料金を「口座振替」または「コンビニエンスストア払い」でお支払いのお客様には、現在「2024年10月末」を有効期限とする「定期駐車用ステッカー」（以下「ステッカー」と表記します。）を自転車に貼付いただいております。

現在の利用期限までもまもなくとなったため、期限を「2025年10月末」に更新したステッカーを同封しております。（※口座振替・コンビニ払いの方は皆様一律で10月末期限に設定しております。お支払い期限とは関係ありません。）お手数をおかけしますが、10月末までに新しいステッカーにお貼り替えいただくようお願いいたします。

なお、練馬区立等自転車駐車場を定期利用する全ての自転車は、有効期限を明示したステッカーの貼付が義務付けられています。その為、有効期限切れのステッカーを貼付したままの自転車には注意札をつける場合があります。その際、有効期限の箇所を二重線で消込みますので、予めご了承ください。

## ● ステッカーの貼付場所

係員が確認しやすいよう、自転車の後輪のどろよけ（どろよけがない場合は、後方から見やすい箇所）にお貼りください。



## ※ その他の補足事項

- このステッカーは2024年7月初旬頃のお客様情報をもとに作成し、発送しております。すでに脱退(解約)届用紙を提出されており、行き違いでお手元に届いた場合には破棄をお願いします。
- ステッカー番号の間違いや不明な点がある場合は、当公社自転車駐車場係またはご利用施設の管理事務所（裏面参照）までご連絡ください。
- 今後、住所を変更する場合や定期利用をやめる場合は、ご利用の施設の管理事務所に所定の書類の提出をお願いします。（定期利用をやめる場合のみ、当公社ホームページより「脱退届」用紙の郵送請求が出来ます。）
- 学生料金の方のステッカーについては、利用期限の年（25年）を○で囲んでありますので、ご確認ください。